

## アフィドピロペン、インピルフルキサム、エトフェンプロックス、キャプタン、ゾキサミド、フェンピコキサミド及びメトキシフェノジドの食品安全基本法第 24 条に基づく食品健康影響評価について

下記の農薬等について、食品中の残留基準設定の検討を開始するに当たり、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

評価依頼農薬等の概要は、別添 1 のとおりである。また、評価依頼が 2 回目以降である農薬等について、前回評価依頼時から追加となった各試験データは別添 2 のとおりである。

なお、食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において下記農薬等の食品中の残留基準設定等について検討することとしている。

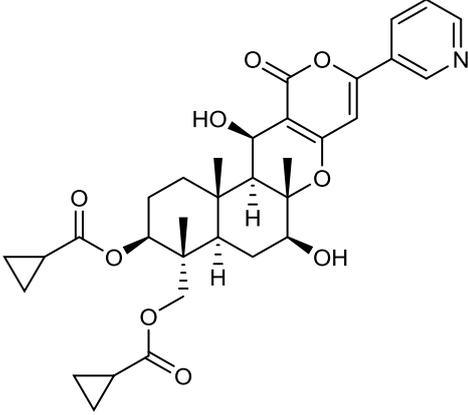
1. アフィドピロペン(農薬)
2. インピルフルキサム(農薬)
3. エトフェンプロックス(農薬)
4. キャプタン(農薬)
5. ゾキサミド(農薬)
6. フェンピコキサミド(農薬)
7. メトキシフェノジド(農薬)

## アフィドピロペン

### 1. 今回の諮問の経緯

- ・平成30年4月4日、「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」(平成29年12月26日付け生食発1226第5号)に基づく「**インポートトレランス**」による残留基準の設定要請を受理。

### 2. 評価依頼物質の概要

名称	アフィドピロペン (Afidopyropen)	
構造式		
用途	殺虫剤	
作用機構	害虫の摂食行動を制御する神経系等に作用し、摂食行動を抑制することにより間接的に殺虫効果を示すと考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録はされていない。	
国際機関、海外での状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	基準なし
	諸外国	米国、カナダ、EU、ニュージーランド基準：基準なし 豪州基準：あぶらな科野菜、セロリ、綿実等 インポートトレランス要請：大豆、柑橘類、セロリ等(米国)
食品安全委員会での評価等	初回	

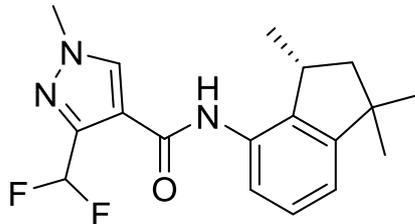
JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

## インピルフルキサム

### 1. 今回の諮問の経緯

- ・平成30年3月30日、農林水産省からの農薬取締法に基づく農薬登録申請に伴う基準値設定要請及び魚介類への基準値設定要請を受理

### 2. 評価依頼物質の概要

名称	インピルフルキサム (Inpyrfluxam)	
構造式		
用途	殺菌剤	
作用機構	ミトコンドリア内膜に存在するコハク酸脱水素酵素(複合体II)からユビキノンへの電子伝達を阻害することで、殺菌作用を示すと考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録はされていない。 今回、稲、ばれいしょ、もも等への新規登録申請 使用方法: 散布等	
国際機関、海外での状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	基準なし
	諸外国	米国、豪州、カナダ、EU、ニュージーランド基準: 基準なし
食品安全委員会での評価等	初回	

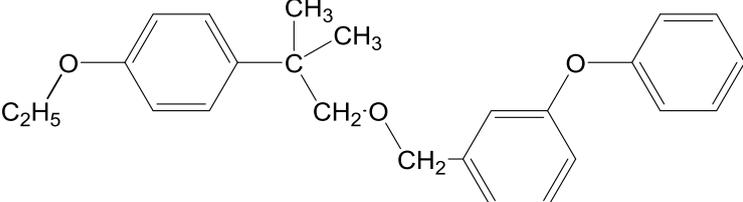
JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

## エトフェンプロックス

### 1. 今回の諮問の経緯

- ・平成30年1月26日、農林水産省からの「農薬取締法に基づく適用拡大申請」に伴う基準値設定の要請を受理

### 2. 評価依頼物質の概要

名称	エトフェンプロックス (Etofenprox)	
構造式		
用途	殺虫剤	
作用機構	ピレスロイド系の殺虫剤である。 神経軸索におけるナトリウムチャンネルの正常な働きを阻害することによって、殺虫活性を示すと考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録がなされている。 適用作物: みかん、りんご、もも等 今回、食用ぎくへの適用拡大申請 使用方法: 散布等	
国際機関、海外での状況	JMPR	ADI = 0.03 mg/kg 体重/day(2011年) ARfD = 1 mg/kg 体重(2011年)
	国際基準	りんご、ぶどう、なし等
	諸外国	米国基準: 牛、山羊、乳等 EU基準: いちご、りんご、ぶどう等 カナダ、豪州、ニュージーランド基準: 基準なし
食品安全委員会での評価等	【1】平成21年2月17日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成21年11月19日 食品健康影響評価結果 受理 【2】平成25年6月11日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成25年8月5日 食品健康影響評価結果 受理 【3】平成27年1月8日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成27年6月9日 食品健康影響評価結果 受理 【4】平成29年1月24日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成29年4月25日 食品健康影響評価結果 受理 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">ADI = 0.031 mg/kg 体重/day</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">ARfD = 1 mg/kg 体重</div>	

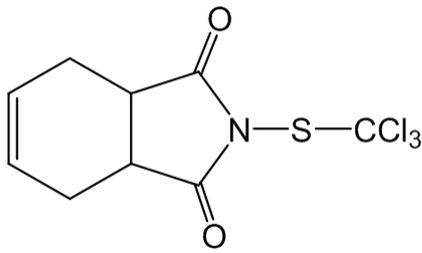
JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

## キャプタン

### 1. 今回の諮問の経緯

- ・平成29年3月10日、農林水産省からの農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請を受理

### 2. 評価依頼物質の概要

名称	キャプタン (Captan)	
構造式		
用途	殺菌剤	
作用機構	フタルイミド構造をもつ殺菌剤である。主に菌体酵素のチオール基やアミノ基を阻害することにより、殺菌作用を示すものと考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録がなされている。 適用作物: はくさい、ごぼう、レタス等 今回、ぶどう、せり科葉菜類への適用拡大申請 使用方法: 散布等	
国際機関、海外での状況	JMPR	ADI = 0.1 mg/kg 体重/day(2007年) ARfD = 0.3 mg/kg 体重 (2007年)
	国際基準	アーモンド、トマト、ばれいしょ等
	諸外国	米 国 基 準: アーモンド、ぶどう、畜産物等 カナダ基準: ぶどう、なし、りんご等 E U 基 準: 核果類果実、仁科類果実、ベリー類等 豪 州 基 準: アーモンド、ぶどう、畜産物等 ニューゼーランド基準: 果実、野菜
食品安全委員会での評価等	【1】平成 21 年 12 月 14 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成 29 年 3 月 7 日 食品健康影響評価結果 受理 ADI = 0.1 mg/kg 体重/day ARfD = 3 mg/kg 体重(一般の集団) ARfD = 0.3 mg/kg 体重(妊婦又は妊娠している可能性のある女性)	

JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

## ゾキサミド

### 1. 今回の諮問の経緯

・平成30年5月22日、「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」(平成29年12月26日付け生食発1226第5号)に基づく「**インポートトレランス**」による残留基準の設定要請を受理。

### 2. 評価依頼物質の概要

名称	ゾキサミド(Zoxamide)	
構造式		
用途	殺菌剤	
作用機構	チューブリンのベータサブユニットへの結合による核分裂の阻害、微小管細胞骨格の破壊により、殺菌作用を示すと考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録はされていない。	
国際機関、海外での状況	JMPR	ADI = 0.5 mg/kg 体重/day (2007 年) ARfD = 設定の必要なし (2007 年)
	国際基準	ぶどう、ばれいしょ、トマト等
	諸外国	米 国 基 準: ぶどう、ばれいしょ、トマト等 カナダ基準: ぶどう、ばれいしょ、トマト等 E U 基 準: ぶどう、きゅうり、葉菜類等 豪州、ニュージーランド基準: 基準なし インポートトレランス申請: たまねぎ、バナナ(米国)
食品安全委員会での評価等	【1】平成 19 年 1 月 12 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成 20 年 8 月 12 日 食品健康影響評価結果 受理 <b>ADI = 0.48 mg/kg 体重/day</b>	

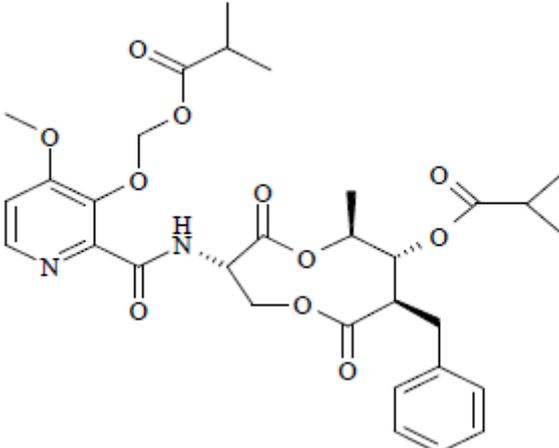
JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

## フェンピコキサミド

### 1. 今回の諮問の経緯

- ・平成30年1月30日、「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」(平成29年12月26日付け生食発 1226 第5号)に基づく「インポートトレランス」による残留基準の設定要請を受理。

### 2. 評価依頼物質の概要

名称	フェンピコキサミド (Fenpicoxamid)	
構造式		
用途	殺菌剤	
作用機構	ミトコンドリアに存在する呼吸鎖のbc1複合体(複合体Ⅲ)の Qi 部位に作用し、殺菌作用を示すと考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録はされていない。	
国際機関、海外での状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	基準なし
	諸外国	米国、豪州、カナダ、EU、ニュージーランド基準: 基準なし インポートトレランス要請: 小麦、バナナ(米国)
食品安全委員会での評価等	初回	

JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

## メトキシフェノジド

### 1. 今回の諮問の経緯

- ・本剤について、本基準が設定されているお茶について、基準値を変更する必要があるため、改めて食品安全基本法第24条第1項第1号に基づき食品健康影響評価を依頼するもの。

### 2. 評価依頼物質の概要

名称	メトキシフェノジド (Methoxyfenozide)	
構造式		
用途	殺虫剤	
作用機構	ベンゾイルヒドラジン系殺虫剤である。昆虫の脱皮ホルモン様作用を示し、幼虫に異常脱皮を促すことにより作用すると考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録がなされている。 適用作物: 稲、キャベツ、ブロッコリー、りんご等 使用方法: 散布等	
国際機関、海外での状況	JMPR	ADI = 0.1 mg/kg 体重/day (2003年) ARfD = 0.9 mg/kg 体重 (2003年)
	国際基準	トマト、ブロッコリー、ぶどう等
	諸外国	米国基準: りんご、マンゴー、畜産物等 カナダ基準: 豆類、もも、畜産物等 EU基準: かんきつ類果実、仁果類果実等 豪州基準: キウイフルーツ、仁果類果実等 ニュージーランド基準: キウイフルーツ、仁果類果実等
食品安全委員会での評価等	【1】平成 19 年 2 月 5 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成 19 年 10 月 18 日 食品健康影響評価結果 受理 【2】平成 21 年 6 月 8 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成 22 年 1 月 7 日 食品健康影響評価結果 受理 【3】平成 23 年 2 月 8 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成 23 年 9 月 8 日 食品健康影響評価結果 受理 【4】平成 24 年 8 月 21 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成 24 年 12 月 10 日 食品健康影響評価結果 受理 【5】平成 29 年 8 月 30 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成 30 年 3 月 27 日 食品健康影響評価結果 受理	

(別添1)

	ADI = 0.098 mg/kg 体重/日
	ARfD = 設定の必要なし

JMPR:FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

○評価依頼が2回目以降の剤に関する追加データリスト

【エトフェンプロックス】

- ・作物残留試験

【キャプタン】

- ・作物残留試験

【ゾキサミド】

- ・作物残留試験
- ・骨髄分布試験
- ・代謝物の急性経口毒性試験

【メトキシフェノジド】

- ・作物残留試験